社会福祉法人国際視覚障害者援護協会　役員等報酬規程

第１条（役員の報酬）

　　　この規程は、定款第８条及び第１４条第１０項に基づき、社会福祉法人国際視覚障害者援護協会役員等の報酬に関する事項を定める。

第２条（報酬及び賞与）

　　　常勤役員には、報酬及び賞与を支給する。

　　　（追加）尚、満６５歳に達した者には、６５歳に達した翌年度の４月１日より報酬を

　　　　　　　支給しない。

第３条（常勤役員の報酬の額）

　　　常勤役員の報酬等の額は、別表第１に掲げる額とする。

第４条（非常勤役員等の報酬の額）

　　　非常勤役員等の報酬については、別表第２に掲げる額とする。

第５条（旅費等）

　　　常勤役員の旅費等については、職員の規程に準ずる。

第６条（附則）

1. この規程は、平成２０年４月１日から施行する。
2. この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。
3. この規程は、平成２２年６月１日から改定、実施する。
4. この規程は、平成２３年４月１日から改定、実施する。

別表第１（第３条関係）常勤役員の報酬等の額

　　　職名　常勤役員

　　　報酬月額　１００，０００円

　　　賞与　なし

　　　通勤手当　国際視覚障害者援護協会職員規程に準じて支給する。

別表第２（第４条関係）

　　　非常勤役員報酬（理事会出席、等）

　　　職名　理事、監事、評議員及び顧問

　　　報酬日額　３，０００円